

地域計画

策定年月日	令和07年03月31日
更新年月日	(第2回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	荒川地区 (貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町、山口、羽ヶ榎、藤沢、佐々木、金屋、馬場、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	(1265.32) 1265.55 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	(1161.08) 1160.93 ha
② 田の面積	(1212.28) 1212.54 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	(53.05) 53.01 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	126.55 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	(3.28) 4.71 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	(285.71) 308.25 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

保内地区では、一部集落で認定農業者個人や法人への集積・集約が概ねされているが、その他の集落では高齢化が進み将来的には受け手不足の問題が生じる可能性がある。そのため、後継者や新たな担い手の確保、法人化への移行といった対応策を検討する必要がある。また、山間部及び山間部付近の農地では水路の維持管理や農道の整備が難しく、湧水など条件不利地があるため耕作放棄地の増加が懸念される。また、イノシシやサルによる農地や農作物の被害が発生していることから、条件不利地・耕作放棄地への対応や有害鳥獣対策による電気柵の設置も課題である。

金屋地区では、圃場整備により区画化され集積が進んだ地域が多く、一部集落で認定農業者個人のほか、法人等への集積・集約が概ねされているが、その他の集落では高齢化が進み将来的には受け手不足の問題が生じる可能性がある。そのため、後継者問題や新たな担い手の確保、法人化への移行といった対応策を検討する必要がある。また、耕作放棄地への対応も課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

保内地区では、高齢化や後継者課題等に対し、法人や認定農業者等を含め地域の農業をどう維持するか、また、地域において水稲中心の米作りを行い、効率良く低コストで所得向上に繋がる営農管理をどう図れるかについて、集落内外での話し合いを定期的に進める。
 山間部及びその付近の農地では、耕作放棄地対策及び獣害対策として、集落単位等により電気柵を効果的に設置し、水稲等の作付を維持していく。

金屋地区では、高齢化や後継者課題等に対し、法人や認定農業者等を含め地域の農業をどう維持するか、また、圃場整備を契機に法人や認定農業者により集積された農地において、水稲中心の米作りを行い、効率良く低コストで所得向上に繋がる営農管理をどう図れるかについて、集落内外での話し合いを定期的に進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	(74.02) 72.87	%	将来の目標とする集積率 90.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
組織的経営体の大規模経営体にあつては、更なる経営改善を目指し集約化を進め、地域の受け皿としての機能の発揮を目指す。個人経営体の中規模経営体にあつては、法人化の検討を進めつつ可能な限り農地の集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用するなどし、担い手を中心に農地集積・団地面積の拡大を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域での話し合いを進めるとともに、農地中間管理機構を活用し担い手への集約化を段階的に進める。
(3) 基盤整備事業への取組
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
集落内を中心に営農する経営体に対し集積・集約化を図り、自治体やJA等と連携し、栽培技術の支援や生産する農地の斡旋などに取り組む。また、農地および営農維持が困難な集落に対し、地域内外から地域農業を支える多様な経営体を募集するなど、経営体間での話し合いやマッチングによる切れ目のない農地利用と営農推進を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じ、受託組織や担い手へ農作業委託を推進し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシや猿による農作物被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成を進める。
 ②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、地域農産物の付加価値を向上する取り組みを進める。
 ③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取り組みを推進する。
 ⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、集落(地域)と経営体が一体となった取り組みを推進する。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進めるとともに、農業用施設の長寿命化対策を講じ、省エネやCO2削減など施設の近代化、機能強化等を促進する。
 ⑨水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図るため、畜産農家と耕種農家を支援し、耕畜連携した取り組みを進める。

